

演習問題 法規1

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に**余白に書き出して**みてください

ウラ模試1

[No.5] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物に設けるエレベーターで、乗用エレベーターの昇降路について、安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、昇降路の出入口の床先と籠の床先との水平距離は、4cmを超えることができる。
2. 踏段面の水平投影面積が8㎡であるエスカレーターにおける踏段の積載荷重は、21kNとすることができる。
3. 建築物を耐火建築物とするときに、耐火性能検証法により建築物の主要構造部の性能について所定の基準に適合する事が確かめられた場合、非常用エレベーターの昇降路を囲む壁は、耐火構造とする必要がない。
4. 建築物に設ける煙突で天井裏にある部分は、原則として、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものであることが求められる。

[No.6] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 階数が3以上で延べ面積が3,000㎡を超える建築物に設ける換気設備の風道で、屋外に面する部分については、不燃材料で造らなければならない。
2. 住宅における地階の居室で、からぼりに面する所定の開口部を設けた場合においては、居室内の湿度を調節する設備を設けなくてもよい。
3. 建築物に設ける飲料水の配管設備は、当該配管設備から、漏水しないものであり、かつ、溶出する物質によって汚染されないものであることとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。
4. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる共同住宅の屋根の構造は、その全部について、同項の規定の適用を受け、通常の火災を想定した火の粉による火災の発生を防止するために屋根に必要とされる所定の性能を有するものとしなければならない。

[No.7] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 中学校における床面積60㎡の教室には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、原則として、12㎡以上としなければならない。
2. 近隣商業地域内の有料老人ホーム(天窓を有しないもの)で外側に幅1mの縁側(ぬれ縁を除く。)を有する開口部の採光補正係数は、開口部が道に面しない場合であって、水平距離が4m以上であり、かつ、採光関係比率に10を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値が1.0未満となる場合においては、1.0とする。
3. 集会場の用途に供する床面積300㎡の居室に、換気に有効な部分の面積が15㎡の窓を設けた場合においても、所定の技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。
4. 非常用の昇降機を設けなければならない建築物に設ける中央管理方式の空調設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。